

第2章 環境行政の推進体制

第2部 第1章

第1節 大分県環境基本条例

身近なごみ問題から地球規模の環境破壊に至るまで環境問題が複雑・多様化するなか、そうした諸問題に適切に対処し、健全で恵み豊かな本県の自然環境を将来の世代に引き継ぐとともに、快適な生活環境を創造するための基本的枠組みの構築が要請されたことから、県では平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

本条例は、「環境からの恵沢の享受と将来世代への継承」、「環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境の保全」の3つを

その基本理念に定め、今後取り組むべき施策として環境基本計画の策定や、環境影響評価の推進、環境教育・学習等の振興、民間団体等の自発的な環境保全活動の促進、環境管理(ISO14001等)の普及等を挙げている。

この基本条例の理念は「大分県環境影響評価条例(平成11年9月施行)」及び「大分県生活環境の保全等に関する条例(平成12年12月施行)」に具体化され、これらの条例に基づき環境保全対策に取り組んできたところである。

第2節 「大分県環境基本計画」に関する取組

県では、大分県環境基本条例の規定に基づき、各般の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として「大分県環境基本計画(豊の国エコプラン)」を平成10年3月に策定した。

この計画は、本県の環境特性や県民の意識等を踏まえて策定したものであり、本県の目指すべき望ましい環境像や長期的目標、施策の推進、その他の環境の保全に関する基本的事項を定めるとともに、県民、事業者及び行政のそれぞれが果たすべき役割などを盛り込んだものとなっている。

この計画の長期的目標である「自然環境の保全」と「快適環境の創造」の達成に向けて推進する施策の基本的な目標は、豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造、循環を基調とする地

域社会の構築、すべての主体が参加する地域社会の形成、地球環境問題への取組の推進である。これらの基本目標ごとにそれぞれの施策を展開し、これと併せて、環境影響評価の実施等環境保全のための共通の基盤的施策の推進を図っている。

しかし、平成15年9月から県民総参加のもとでの「ごみゼロおおいた作戦」の展開による新たな視点からの環境へのアプローチの必要性、県政運営の長期的・総合的な指針である「大分県新長期総合計画」の策定が行われること、現在の計画策定から6年余りの経過による環境を取り巻く情勢の変化等を背景にして、平成17年9月を目途に新たな計画の策定に取り組んでいる。

第3節 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法(平成11年施行)」の内容も踏まえ環境影響評価の手續等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例(平成11年施行)」を制定している。

なお、条例に基づく環境影響評価の対象事業は、表1-2-3のとおりである。

表 1 - 2 - 3 条例に基づく環境影響評価の対象事業

事業の種類等	第 1 種対象事業	第 2 種対象事業
1 県道、市町村道の建設	4 車線7.5km以上	-
2 廃棄物処理施設 ごみ焼却施設の建設	200 t / 日以上	-
し尿処理施設の建設	100 kl / 日以上	-
廃棄物最終処分場の建設	25ha以上	5 ha以上25ha未満
3 工場等の建設	排ガス量10万 $N m^3$ / 時間以上 排出水量 1 万 m^3 / 日以上	-
4 公有水面の埋立て又は干拓	40ha以上	20ha以上40ha未満
5 流通業務団地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
6 住宅用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
7 工場用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
8 運動又はレクリエーション施設用地造成事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
9 ゴルフ場用地造成事業	50ha以上	10ha以上50ha未満
10 その他の土地開発事業	75ha以上	30ha以上75ha未満
11 規則で定める事業	-	-

港湾計画	埋立て・掘込み面積150ha以上
------	------------------

第 1 種対象事業：大規模な事業であって、環境影響評価実施計画書や環境影響評価準備書について公告・縦覧や県民等からの意見書の提出などのいわゆる「住民手続」を行うもの。

第 2 種対象事業：第 1 種対象事業よりも小規模な事業であって、「住民手続」を行わないもの。

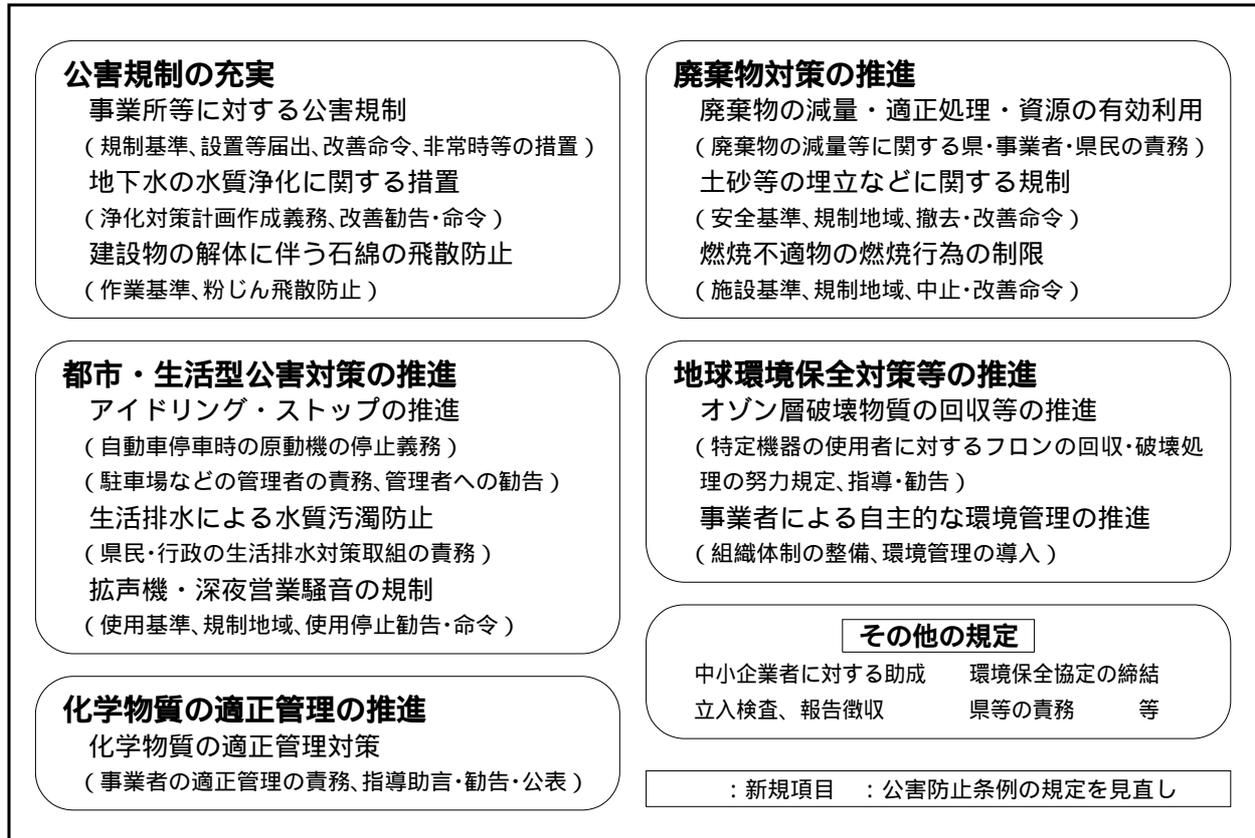
第 4 節 大分県生活環境の保全等に関する条例

工場に対する公害防止の規制基準等を定めた「大分県公害防止条例」が、昭和46年10月の制定から約30年経過し、この間に環境問題は大きく変化し、新たな対応を求められるようになった。このため、「大分県環境基本条例」の基本理念を踏まえて、公害防止条例を全面的に改正した、「大分県生活環境の保全等に関する条例」を制定し、平成12年12月から施行された。

本条例は、これまでの公害の防止に加え、広く県民や事業者の参加により、環境に配慮した取組や地球環境の保全を進めていくこととしており、「化学物質の適正な管理」や「土砂等の埋立て等に関する規制」などに加えて、**アイドリング・ストップ**を始めとする「自動車の使用に伴う環境負荷の低減」や「**オゾン層破壊物質の回収**」等の規定が新たに定められており、今後は、この条例の適正な運用により環境保全対策を推進していくこととしている。

条例の概要については図 1 - 2 - 4 のとおりである。

図 1 - 2 - 4 大分県生活環境の保全等に関する条例の概要



第 5 節 美しく快適な大分県づくり条例

1 条例制定の背景

美しい自然と快適な環境を守り、全国に誇れる大分県づくりに県民総参加で取り組む「**ごみゼロおおいた作戦**」を開始したところ、県民がボランティアで清掃活動に取り組むなどの動きが県下各地で見られるようになった一方で、ごみのポイ捨てや自動車・自転車の放置など一部県民のモラル低下に起因する環境問題に有効に対処できる新条例の制定を求める声が多く寄せられることとなった。

こうした状況を踏まえ、県民や事業者が自発的に環境美化活動を推進する機運を醸成し、ごみゼロおおいた作戦を県民運動に高めるとともに、ごみのポイ捨て等に対応するためにごみゼロおおいた作戦を展開するうえでの総合的・基本的な条例を制定することとした。

2 条例の基本的性格

この条例は、ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進するため、一義的には市町村の事務であるごみの処理等について、県として広域的・全県的に規定している。同時に、県のみならず、市町村・県民・事業者の責務として各主体が率先して美しく快適な大分県づくりに取り組むよう規定するとともに、それらの取組を推奨するための**顕彰**の実施や「**環境美化の日**」の設定を盛り込んでいる。

また、県民意識調査や県民会議の意見、パブリックコメントなどをとおして寄せられた様々な県民の声を条例に反映するとともに、実効性を確保するために罰則（過料）を設けている。

ただし、市町村条例によりこの条例の目的の全部又は一部が達成することができると認められる場合には、その市町村の区域においてはこの条例を適用しない旨の調整条項を設けている。平成17年2月1日現在の調整状況は表 1 - 2 - 5 - 2 のとおりである。

3 条例で規定する主な項目

条例で禁止される行為は、ごみの投棄、ピンクちらしの掲示、**自動車・自転車の放置、落書き、**サーチライト等の**投光器**を上空に向かって照射、動物のふん等の放置で、これらのうちからについては5万円以下の過料を科すこととしている。

また、携帯灰皿等を所持しない場合の歩行喫煙の禁止、自動販売機設置事業者の回収容器の設置と適正管理、観光に関する事業者の観光客への啓発、日常生活に伴って発生する悪臭や振動等によって周辺的生活環境を損なわないよう配慮することといった努力義務を盛り込んでいる。

表1-2-5-2 「美しく快適な大分県づくり条例」適用関係 (平成17年2月1日現在)

(...県条例適用 ...市町村条例適用)

市町村名	ごみの投棄	ピンクちらしの掲示等	自動車の放置	自転車の放置	落書き	投光器の使用	市町村名	ごみの投棄	ピンクちらしの掲示等	自動車の放置	自転車の放置	落書き	投光器の使用
大分市							直川村						
別府市							鶴見町						
中津市							米水津村						
日田市							蒲江町						
佐伯市							三重町						
臼杵市							清川村						
津久見市							緒方町						
竹田市							朝地町						
豊後高田市							大野町						
杵築市							千歳村						
宇佐市							犬飼町						
大田村							荻町						
真玉町							久住町						
香々地町							直入町						
国見町							九重町						
姫島村							玖珠町						
国東町							前津江村						
武蔵町							中津江村						
安岐町							上津江村						
日出町							大山町						
山香町							天瀬町						
挾間町							三光村						
庄内町							本耶馬溪町						
湯布院町							耶馬溪町						
上浦町							山国町						
弥生町							院内町						
本匠村							安心院町						
宇目町													

上表は、「美しく快適な大分県づくり条例」で過料処分の対象としているものについて整理したものです。

第6節 ISO14001環境マネジメントシステムの推進

平成11年1月にISO14001の認証を取得した本県の環境マネジメントシステムは、平成14年から平成16年を最終年とする第2期目に入り、107の環境目標を定めて取組を推進している。（第1

期目平成11年～13年、93環境目標）

2年目である平成15年度の取組結果は、107目標のうち達成97目標、未達成10目標となった。

主な環境目標の達成状況は次のとおりである。

平成15年度の主要な環境目標の達成状況

環境基本計画の基本目標	環境目標	達成状況	担当部局
(1) 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造 (40項目)	公共工事において発生するアスファルト廃材、コンクリート廃材の再生利用率(92%)	アスファルト 99.9% コンクリート 99.8%	土木建築部 ほか
	地域の景観と調和した商店街づくりのための施設整備を2市町村で実施する。	2市工事完了。 (豊後高田市、臼杵市)	商工労働観 光部
	森林施業体験等の参加者を400人にする。	1,478人参加 (中津江村外5市町)	林業水産部
(2) 循環を基調とする地域社会の構築 (27項目)	公共下水道等の整備 (処理可能人口457,000人)	処理可能人口 457,870人	土木建築部 ほか
	不燃ごみの分別回収を徹底するとともに、リサイクル体制を確立する。	蛍光管625kgをリサイクル 15,270kgの不燃物を分別回収	総務部ほか
	農業用廃プラスチックの再利用 (リサイクル率53%)	リサイクル率56%	農政部
(3) 全ての主体が参加する地域社会の形成 (15項目)	母親クラブによる環境づくり活動の促進 (60クラブ)	64クラブ	福祉保健部
	職員向け環境情報誌「ECO OITA」を4回発行する。	4回発行(第21～24号)	生活環境部
	ISO14001認証取得のためのアドバイザーを中小企業へ延べ8回派遣	延べ19回派遣	商工労働観 光部
(4) 地球環境問題への取組の推進 (25項目)	執務室電気使用量を平成12年度以下にする。 (平成12年度:3,008,134kwh)	平成15年度 2,825,781kwh 182,353kwh	土木建築部 ほか
	庁舎における都市ガスの使用量を平成12年度以下にする。(平成12年度:587,829m ³)	平成15年度 548,839m ³ 38,990m ³	土木建築部 ほか
	庁舎における水道の使用量を平成12年度以下にする。(平成12年度:28,208m ³)	平成15年度 25,755m ³ 2,453m ³	土木建築部 ほか

本県の環境マネジメントシステムの中では、県も一事業者として日常業務の中での節電や紙ごみ等の廃棄物の削減など「エコオフィス活動」を取組目標に掲げ、環境にやさしいオフィスづくりを目指して取り組んでいる。

節減金額の積算対象となるもの

(対H12年比)

取組対象	削減数量		節減金額	
	H15年度単年分	H13～15年累積分	H15年度単年分	H13～15年累積分
執務室内電気使用量	182,353kwh	483,576kwh	1,823,530円	5,096,396円
ガス使用量	38,990kwh	71,859kwh	896,770円	1,639,981円
水道使用量	2,453kwh	5,330kwh	1,226,500円	2,665,000円
可燃ごみ排出量	67.4t	173t	920,010円	2,181,795円
複写用紙使用量	7,672,350枚	20,544,500枚	6,079,723円	13,470,824円
節減金額合計			10,946,533円	25,053,996円

リサイクル可能量等の積算対象となるもの

(対H12年比)

取組対象	回収量		リサイクル可能量等 (H13～15年累積分)
	H15年度単年分	H13～15年累積分	
割り箸回収量	234.3kg	796.8kg	A4のコピー用紙を約66,400枚製造可能
再生複写用紙の利用量	33,672千枚	103,398千枚	上質紙を同量利用した場合と比較して、高さ8m、直径14cmの木について、約11,488本を伐採せずに済んだ換算

第7節 県における環境行政の推進体制

1 行政組織

本県の環境行政組織は、昭和30年代後半以降、公害問題が全国的な拡がりを見せる中、昭和40年4月に企画部企画第一課に公害係が設置されたことに端を発する。その後、公害事象の複雑化、広域化により、企画部公害室、公害局の設置等、数次にわたる組織改正を経て、昭和48年4月に公害の防止、自然環境の保全及び廃棄物の処理に関する行政組織を一元化するためとして環境保健部が置かれ、環境保全行政の総合的な推進を図ることとなった。さらに、平成9年4月の組織改正において、環境保健部の環境部門と福祉生活部の県民生活部門を統合して、生活環境部が誕生したところである。

一方、公害防止等に関する試験研究機関として衛生環境研究センター（昭和46年5月に公害センターとして発足。平成3年5月に現名称に改称。）を置いているが、後は同センターのさらなる機能拡充を図るとともに、各地域における公害対策を推進するため保健所に公害担当職員を配置し、小規模事業場の排水指導や公害苦情の処理等の事務を委任するなど地域に密着した環境行政の推進体制の整備を図っている。

なお、平成16年4月の組織改正により、魅力ある地域づくり・観光施策と自然保護温泉施策を一体的に推進するため、自然保護温泉関連業務を生活環境部から企画振興部（観光・地域振興局）へ

移管するとともに、全庁的に組織・機構の見直しを行ったところである。

平成16年4月現在の本県の環境保全行政組織図は図1-2-7-1のとおりである。

2 附属機関

環境保全に関する基本的事項を調査審議するための附属機関として大分県環境審議会（昭和41年6月に設置された大分県公害対策審議会を平成6年8月に改称。）をはじめとする各種の審議会を設置している。これらの審議会の組織及び調査審議状況は図1-2-7-2のとおりである。（各種審議会の委員の名簿については、資料編2各種審議会委員等名簿参照。）

図1-2-7-1 県の環境保全行政組織（平成16年4月現在）

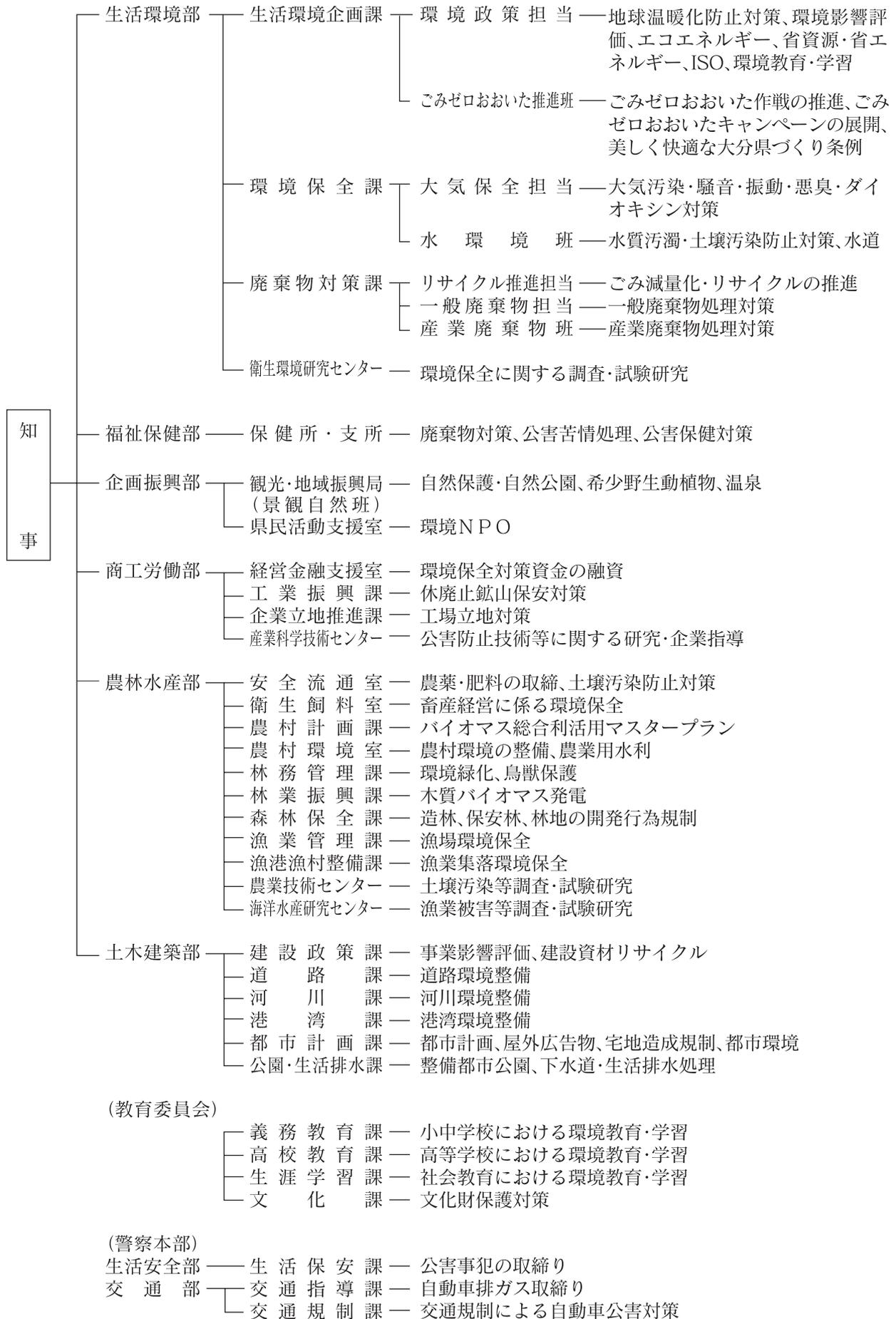


表 1 - 2 - 7 - 2 環境保全関係審議会の組織及び調査審議状況の概要（平成16年4月1日）

名 称	根 拠 法 令 (設置年月日)	所 掌 事 務	組 織	15年度の開催状況
大分県環境 審 議 会	環境基本法第43条 水質汚濁防止法 第21条第1項 大分県環境審議会 条例 (6.8.1)	知事の諮問に応じ、 環境の保全委員に関 する基本的事項につ いて、調査審議し意 見を述べること	委 員 24人 特別委員 6人	15.8.7 ●公害防止協定の改正について 16.2.4 ●美しく快適な大分県づくり条例案(骨 子)について 16.3.5 ●公共用水域及び地下水の水質測定計画 ●公害防止協定の改正について
大分県自然 環 境 保 全 審 議 会	自然環境保全法第 51条 大分県自然環境保 全審議会条例 (48.7.12)	知事の諮問に応じ、 自然環境の保全に関 する重要事項につ いて調査審議し意見 を述べること	委 員 41人 自然環境保全部会 12人 鳥獣部会 11人 自然公園部会 11人 環境緑化部会 10人 温泉部会 12人	総会 15.12.17 ●各部会の現況及び今後の方針について 部会 15.9.24 ●第9次鳥獣保護事業計画の変更 部会 15.6.25 15.9.10 15.12.17 16.3.23 ●温泉新規掘削許可申請について ●温泉代替掘削許可申請について ●動力装置許可申請について
大分県沿道 景 観 保 全 審 議 会	大分県沿道の景観 保全等に関する条 例第16条 (63.3.30)	知事の諮問に応じ、 地区の指定基本計画 等の重要事項につ いて調査審議し意見 を述べること。	委 員 10人	16.1.16 ●現地視察ほか 16.2.27 ●中津・天瀬間沿道環境美化地区指定 (案)及び沿道環境美化基本計画(案) について ●宇目・犬飼間沿道環境美化地区の区域 の拡張(案)及び沿道環境美化基本計 画(案)について ●大分・久住間沿道環境美化地区の区域 の拡張(案)及び沿道環境美化基本計 画(案)について

